

令和4年 第3回

京田辺市教育委員会定例会

令和4年3月16日(水)

## 令和4年第3回教育委員会定例会会議録

### 1 日時・場所

令和4年3月16日(水) 午前10時

京田辺市役所305会議室

### 2 出席委員

教育長	山岡 弘高
委員(教育長職務代理者)	西村 和巳
委員	藤原 孝章
委員	上村 真代
委員	伊東 明子

### 3 出席職員等 職・氏名

教育部長	藤本 伸一
教育指導監	中井 達
教育部副部長	鈴木 一之
こども・学校サポート室総括指導主事	片山 義弘
中学校給食準備室長	西村 明
社会教育課長	佐路 清隆
事務局 教育総務室担当課長補佐	吉岡 正泰

(兼務職記載省略)

### 4 日程

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 議案第9号 京田辺市教育委員会公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の制定について
- 5 日程第3 議案第10号 京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
- 6 閉会宣告

## 1 開会宣言

**教育長** 定刻となりましたので、ただいまから令和4年第3回京田辺市教育委員会定例会を開会いたします。なお、出席数は5名で、定足数を満たしております。

## 2 議事日程報告

**教育長** 本日の議事日程は、さきにお配りさせていただいているとおりです。

## 3 日程第1、教育行政報告

**教育長** 日程第1、教育行政報告を議題とします。

**教育部長** 教育行政報告をさせていただきます。

2月18日、市議会本会議が議場で開催されました。

19日から20日にかけて、市立幼稚園絵画展が三山木幼稚園で行われました。

20日、同じく幼稚園絵画展が松井ヶ丘幼稚園で開催されました。

25日、学校教育審議会の答申の手交式が教育長室で行われました。

同日、第1回教育委員会臨時会が305会議室で行われました。

28日月曜日、市議会本会議の代表質問が行われました。

3月1日、市議会本会議一般質問が議場で行われました。

2日、一般質問が同じく議場で行われました。

5日、京田辺市スポーツ賞表彰式が中央公民館で行われました。

7日、防犯カメラ寄贈に係る感謝状贈呈式が特別応接室で行われました。

8日、文教福祉常任委員会が開催されました。本件につきましては、教育部に係る案件はございませんでした。その後、文教福祉常任委員協議会が開催されております。この件につきましては教育委員会にもご報告させていただきましたけれども、生涯学習推進基本計画についてのご報告をさせていただいたものです。

11日、第32回北部ふれあい祭が開催され、13日までの間、北部住民センターで各種イベントが行われました。

14日、市立中学校卒業証書授与式が各中学校で行われました。

15日、予算特別委員会が委員会室で行われました。

16日、本日、定例会です。

続きまして、議会の報告をさせていただきます。別添で、質疑の概要を書かせていただいています。代表質問と一般質問とございまして、1ページから6ページまでが代表質問でございまして、7ページからが一般質問ということでございまして、概要といたしましては、1ページから簡単に触れさせていただきます。

まずは、小・中学校のトイレの洋式化、商工会館へポットラックの機能拡充について。3ページに参りまして、給食費も含めた、子育て世代に関する経済的負担の軽減について。4ページに参りまして、子どもの権利条約に関連しての夜間中学の設置について。5ページに参りまして、タブレット端末の活用、持ち帰りによる活用について。6ページに参りまして、図書館に設置する図書除菌機ですとか、適応指導教室ポットラックについてのご質問がございました。

特に今回多かったなというふうに私が感じておりますのは、7ページになりますが、医療

的ケア児に関する質問が、最近多くなっております。これに関しましては、昨年9月に法律が施行されまして、自治体のこれまで医療的ケア児に対する努力義務が責務ということで、対応しなければならない範囲が広がったということもございますので、質問を多くいただいております。ほかに幾つかの議員でもございますけれども、代表質問、一般質問につきましては、また時間のあるときに見ておいていただければと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染に関する状況です。別冊で、A4横で表をつけさせていただいております。表の見方といたしましては、横軸は日ですけれども、縦軸には小学校、中学校、小・中学校の合計、それと幼稚園、保育所ということで挙げさせていただいております。小・中学校では、真ん中になりますけれども、2月には5件を超える日も結構ございました。非常に感染が気になったというところでございます。

3月以降、1ページ目の右側あるいは2ページ目になりますけれども、小・中学校の欄は、2月よりは少し少なくなっております。この件につきましては3月以降、濃厚接触者の特定作業が終わって、濃厚接触者がいないという場合については、速やかに学級閉鎖を解除するというようなことで、その日に濃厚接触者の特定が終わって濃厚接触者がいないというようなことが判明すれば、もう学級閉鎖は行わないようにしております。その関係で、2月よりは数字としては少なくなっはきておりますけれども、実際に感染するケースというのはまだまだ予断を許さないような状況ですので、引き続き注意深く見守っていききたいと思っておりますし、適切に対応していきたいと思っております。幼稚園、保育所につきましても、3月に入ってからまだ感染者が出ているという状況でございまして、なるべくこれにつきましてもしっかり対応していきたいと考えております。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありますか。

**西村委員** 行政報告のところなのですが、まず1点目が9ページのところ、菊川議員さんの質問の「小学校の給食室の改修計画について問う。」ですが、そのこの答弁の「そのため、令和4年度に小学校給食室のあり方に係る調査を予定しており、」の後なのですが、「現状の単独調理場を維持するのか共同調理場とするのかなどについて、施設状況やコスト等を踏まえながら検討してまいります。」と答えられているんですが、この間もちょっと出ていましたけれども、予算のところ、小学校の調理方式については、一つの京田辺市の特徴的な施策であると今までなっていたと思うんです。それが何かこの文面で、変えるかどうかというようなことをもし考えていくのであれば、もうちょっと教育委員会の中でも意見を、特にいろんなことについて話をさせていただくことが大事かなということを1点思うのと、もう一つは、「施設状況やコスト等を踏まえ」と書いて、どこにも教育の話が出ていないんですよ、教育効果とか子どもたちにとっての給食の価値とか意義とかそういうものが。だから、その辺のところが無かったら、コストと現状だけでいけば、この間ありましたようなプールとか、ほかにもそうなんですけれども、みんながこれから予算的に圧迫してくると、みんなこんな形の文章になってくるのではないかなというようなことがあって、この場じゃなくてもいいですけども、今後こういう議論の中で上げていただいたらどうかなというのが1点です。

それと2点目が、3ページのところです。増富議員さんの質問の「なお、」のところからあります、経済的に厳しい家庭に対しては、生活保護や就学云々とあって、いろいろありますということを書いてあるんですけど、この間たまたま中学校の卒業式へ寄せてもらっ

たら、来年から修学旅行がという話をお聞きしたんですけど、そういうのも含めてなんですけど、多分今まで京田辺市は学用品についても上限を決めてきちっと精査して、負担限度額を決めながらして、よそに勝るいい手続があるなと思っていたんですけど、例えば準要保護や要保護の方以外は修学旅行費でも全額払うような形になると思うんですけど、中学の修学旅行って、今トータルで4万円か5万円ぐらいなんですかね。今まで補助が出ておったのがなくなるということは、要・準要保護の方についてはほとんど変わらずですけど、一般の方についてはその負担は増になるんだと思うんです。今、要・準要保護と一般家庭の率というのはどれぐらいになっているのかと、一般の方への負担はどうかかなというところをちょっと教えていただいたらと。

**教育部長** まず、小学校給食の関係ですが、プールにつながる話かもしれませんが、もともとは学校施設長寿命化計画をこれまで策定してまいりました。昨年度完成したということですが、その中で、小学校給食の施設とプールについては課題を先送りするという対応してきております。特にプールについてはプールの授業に影響するということで、小学校給食については、今、施設としてはかなり古い施設です。40年、場合によっては50年ぐらい経過しているところまでして、今の施設というのはドライ方式といまして、床に水が落ちないような形でのシステムを取っていかないといけないということになっているんですが、ウエット方式の中でドライ運用という形で、ちょっと現行の対応に極力できるようなもので運用しているという形の対応になりますので、今度、ドライ方式に変えていくことになりますと、給食室、調理室の面積が1.5倍とか2倍とか必要になってまいります。そうなってきますと、今の各学校の現行敷地内で建てられるのかという問題を抱えておまして、確かに西村委員がおっしゃっていただくように、給食に関する教育的効果ということも十分配慮はしていかなければならないんですけども、物理的に建たないということになってまいりますと、そもそも給食が提供できないということにもなってまいります。それを避けるためには多面的な検討、多面的なというのは、集約をしていくのか、1カ所に固めていくのか、あるいは引き続き自校調理方式を継続していくのかということも必要になってまいります。そういうことを、もちろん教育的効果、とりわけ食育に関して、そういった視点も考えながら、今後、在り方を検討していく必要があるかと思っております。方向性がある程度まとまりましたら教育委員会にもご報告させていただいて、ご意見をいただくことも検討していかなければならないなと思っております。しかしながら、そういった集約も考えざるを得ないという状況にあるということのご理解をいただければと思います。

それと、修学旅行に関してですけれども、一般質問でもご意見をいただきましたし、前回の教育委員会でも簡単にはご報告をさせていただいたところではあるんですけども、まず、修学旅行の設定につきましては、他市町村と完全に比べたわけではございませんけれども、比較的保護者の経済的負担がかからないような行き先を選定しながら、これまで進めてきていると思います。それに加えて修学旅行の補助金を交付してきたわけですけれども、今後、学校施設の長寿命化であったり、あるいは先生の充実、そういったところに予算を充てていかなければならないといった中で、所得の多い少ないにかかわらず一律に給付していくというのは非常に難しいといえますか、財政的にも厳しい状況にございます。そういう意味ではできるだけ経済的に苦しんでおられる家庭に集中して、まずはそこを優

先して給付できる体制を取りつつ、教育環境をよくしていくという方向で考えたときに、修学旅行の補助金は、今の時代ではこれまでの補助金としての役割は終えたのではないかという判断に至りまして、削減するという形を取らせていただいたところでございます。

今後、いろんな事業をする中で、経済的に厳しいご家庭に対してどう支援していくかというのは引き続き検討していきたいと思っております。

**教育長** 先ほど西村委員から出ていた割合は。

**教育部副部長** 5月1日現在でございますが、要保護が小学校では0.4%、中学校では1.0%、準要保護が小学校では14%、中学校では16.6%となっております。

**上村委員** 今の割合ですけど、コロナ禍で増えているんですか。

**教育部副部長** 令和元年5月1日現在では、要保護が小学校では0.8%、中学校では1.6%、準要保護が小学校では12.1%、中学校では15.7%ですので、準要保護で1%、2%増えているという現状があります。

**教育長** ほか、よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

これで日程第1、教育行政報告を終わります。

#### **4 日程第2、議案第9号、京田辺市教育委員会公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の制定について**

**教育長** 次に日程第2、議案第9号、京田辺市教育委員会公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の制定についてを議題とします。

**教育部副部長** 提案理由につきましては、京田辺市教育委員会が管理運用する公用車へドライブレコーダーを設置及び管理運用することについて、必要な事項を定めるため提案するものでございます。

理由といたしましては、教育委員会の管理運用する公用車に職員の安全運転意識の向上及び適切な事務処理等を行うことを目的としましてドライブレコーダーを設置し、運用していくものでございます。

経緯につきましては、京田辺市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱を、市のほうが令和4年3月1日から施行されて、公用車にドライブレコーダーの設置及び運用を行うこととされました。教育委員会につきましても市に準じて要綱を制定し、今後、ドライブレコーダーを活用して運用していきたいと考えております。令和4年4月1日からの運用開始としております。よろしくご審議をお願いいたします。

**教育長** これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第9号、京田辺市教育委員会公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**教育長** 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。日程第2、議案第9号、京田辺市教育委員会公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の制定について

の件を終わります。

## 5 日程第3、議案第10号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

**教育長** 次に、日程第3、議案第10号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正についてを議題とします。

**教育部副部長** 提案理由といたしましては、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則について所要の改正を行うため、提案するものでございます。こちらにつきましては、人事院規則の改正に伴って、それに準じた形で改正させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。介護休暇につきましては第13条、現行では引き続き在職した期間が1年以上である者ということになっておりますが、こちらについてその条件を削除するものです。介護時間につきましても同じ、「引き続き在職した期間が1年以上である者」を削除し、1年未満であっても対象とするものです。

次、別表第4です。無給の特別休暇基準につきまして、子の看護休暇、短期介護休暇取得の緩和ということで、現行でしたら6カ月以上継続勤務している者に限るとしておりますけども、改正案といたしまして、6カ月以上の任期が定められていましたら対象になると改正するものです。

次に、要介護者の介護ということで、同じような形で6カ月以上任期ある者について、これは短期の介護休暇ということですが、対象になるということに改正させていただくものです。令和4年4月1日を施行日としております。

**教育長** それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第10号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**教育長** 異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

日程第3、議案第10号、京田辺市教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正についての件を終わります。

本日予定しておりました議事日程は以上でございます。

その他、報告事項等ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

**教育長** なしと認めます。

令和4年第3回京田辺市教育委員会定例会を閉会いたします。